

令和7年度 町民税・県民税申告の手引き

大淀町税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この申告は、あなたの町県民税を正しく算出する基礎となるだけではなく、国民健康保険税額等の算定や軽減、所得証明書等の証明書発行にも必要なものです。そのため、所得のある方だけではなく、所得のない方も申告が必要です。この手引きをご覧いただき、**申告期限（3月17日）まで**にご提出ください。

申告が必要な方

令和7年1月1日現在大淀町にお住まいの方で、次のいずれかに該当する場合は申告してください。

- ① 営業等、農業、不動産、配当による収入（所得）や、その他の収入（所得）がある方
 - ② 会社等にお勤めで給与収入（所得）があった場合
 - ア 前年中に会社等を退職された方
 - イ 勤務先から大淀町へ給与支払報告書が提出されていない方
 - ウ 医療費控除、寄附金税額控除などの控除を受ける方
 - ③ 公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合
 - ア 公的年金等収入のほかに、上記①および②の各種所得があった方
 - イ 医療費控除、生命・地震保険料控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、寄附金税額控除などを申告する方
- ㊤公的年金等の収入金額が400万円以下の方でも、公的年金等以外の所得金額が20万円を超える場合や、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。**
- ④ 課税対象となる収入（所得）のない方
遺族年金・障害年金の受給者や、生活保護受給者などの非課税となる収入がある方も、課税対象となる所得がないことを申告する必要があります。

申告不要の方

- ① 所得税の確定申告書を提出される方
- ② 給与収入（所得）のみで、勤務先から大淀町に給与支払報告書が提出されている方（勤務先に提出状況をご確認ください）。
- ③ 公的年金等収入（所得）のみで、その他に所得がない方。

ただし、上記「申告が必要な方」の③のイに該当する方は申告が必要です。

申告に必要なもの

- ① 町民税・県民税申告書（別紙）
 - ② 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間についての各種書類（収入や経費のわかるもの、所得控除の対象となる領収書・証明書等）

【例】給与・年金の源泉徴収票、報酬の支払調書、医療費控除の明細書（領収書や医療費通知等から作成してください）、社会保険料控除の対象（国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等）となる領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、障害者手帳、学生証等
 - ③ 申告者本人の（A）マイナンバーを確認できる書類、（B）本人確認書類（郵送の場合は写し）

【例】（A）マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
（B）マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等

ただし、郵送で健康保険証の写しを送付する場合は、被保険者等記号・番号等にマスキングを施し、見えないようにしてから送付してください。
- ㊤控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の本人確認書類は不要ですが、申告書にはマイナンバーの記入が必要となります。記入漏れがないようご注意ください。**

●申告についてのお問い合わせは・・・

大淀町役場 総務部 税務課 TEL 0747-52-5511（直通）

収入（所得）の種類

収入(所得)金額等の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

- 収入金額(ア～シ)・・・前年中に収入が確定した金額
- 所得金額(①～⑩)・・・収入金額からそれぞれの必要経費等を差し引いた金額
- 必要経費等・・・その収入を得るために支出した費用(生活費・所得税・町県民税等は含まない。)

1 収入金額等、2 所得金額

所得の種類		収入(所得)の内容	必要経費等
事業	営業等 (ア・①)	卸売・小売・飲食・製造・建設・金融・運輸・修理・サービス業などのいわゆる営業や医師・弁護士・大工・家内労働者・各種の外交員・その他自由業など個人の事業から生ずる所得(農業・不動産の事業から生ずる所得を除く)	●収入を得るために支出した費用(売上原価、租税公課、給与・賃金、事業用の地代、家賃、修繕費、減価償却費、交通費、通信費、光熱費、損害保険料、消耗品など) ●専従者控除(給与)額 ●青色申告特別控除額
	農業 (イ・②)	農作物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家禽(かきん)の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得	
不動産 (ウ・③)		貸家、貸室、貸事務所、アパート、貸宅地、月極駐車場、土地や家屋の権利金などから生じる所得	
利子 (エ・④)		公社債や預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配金など(確定申告不要とされている普通預貯金、通知預貯金、別段預貯金等に係る利子については町県民税申告も不要)	
配当 (オ・⑤)		株式・出資配当・公募証券投資信託(公社債投資信託、特定株式投資信託は除く)の収益の分配に係る所得	株式取引のための借入金の利子
給与 (カ・⑥)		給与、俸給、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得(パート・アルバイトなどの収入を含む)	下記の速算表<<1>>により算出した金額－所得金額調整控除額(※1・2)
雑	公的年金等 (キ・⑦)	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、厚生年金基金等に係る所得(増加恩給や遺族年金、障害年金などの収入は除く)	下記の速算表<<2>>により所得金額を算出
	業務 (ク・⑧)	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得	収入を得るために支出した費用
	その他 (ケ・⑨)	上記の「公的年金等」、「業務」に当てはまらない雑所得	収入を得るために支出した費用
総合譲渡 (コ・サ・⑩)		土地・建物、株式等以外の資産の譲渡により生ずる所得(営業権、自動車、船舶、機械器具、ゴルフ会員権の譲渡など) ※短期・・・取得後5年以内の譲渡 ※長期・・・取得後5年超の譲渡	●各資産の取得、譲渡費用 ●特別控除額(上限50万円)
一時 (シ・⑩)		生命(損害)保険契約等に基づく一時金・満期返戻金や解約による保険金、賞金、懸賞当せん金、競馬・競輪等の払戻金、法人から贈与を受ける金品、遺失物拾得の報労金などの一時金	●収入を得るために支出した費用 ●特別控除額(上限50万円)

■給与所得金額の速算表<<1>>

給与等の収入金額(年間合計)	(a) 給与所得控除後の金額(所得金額調整控除前)	
～ 550,999円	0円	
551,000円～ 1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円	給与収入金額÷4=A (千円未満切り捨て)	A×2.4+100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円		A×2.8－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円	

■ 公的年金等に係る雑所得金額の速算表<<2>>

年金受給者の 年齢区分	公的年金等の収入金額 B	(b) 公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 昭和35年1月1日 以前に生まれた方	3,300,000円未満	B-1,100,000円	B-1,000,000円	B-900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	B×0.75-275,000円	B×0.75-175,000円	B×0.75-75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	B×0.85-685,000円	B×0.85-585,000円	B×0.85-485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	B×0.95-1,455,000円	B×0.95-1,355,000円	B×0.95-1,255,000円
	10,000,000円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円
65歳未満 昭和35年1月2日 以降に生まれた方	1,300,000円未満	B-600,000円	B-500,000円	B-400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	B×0.75-275,000円	B×0.75-175,000円	B×0.75-75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	B×0.85-685,000円	B×0.85-585,000円	B×0.85-485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	B×0.95-1,455,000円	B×0.95-1,355,000円	B×0.95-1,255,000円
	10,000,000円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円

重要 令和3年度より所得の計算方法が変わりました(所得金額調整控除)

所得金額調整控除とは…総所得金額を計算するときに、一定の金額を給与所得額から控除するというもので、以下の2種類(※1・2)があります。

※1 所得金額調整控除(給与収入が850万円を超える場合)

給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得控除後の金額(a)から控除します。

- (1) 本人が特別障害者に該当する。
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する。
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者または特別障害者である扶養親族を有する。

【計算方法】

$$\text{※1 所得金額調整控除額} = \{\text{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)} - 850\text{万円}\} \times 0.1$$

② 1円未満の端数があるときは、端数を切り上げます。

また、夫婦双方の給与等の収入金額が850万円以上の場合、双方が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

<計算例> 給与等の収入金額950万円の場合

- ① 給与所得控除後の給与等の金額 : 速算表<<1>>より 755万円
- ② 所得金額調整控除の額 : (950万円-850万円)×0.1=10万円
- ③ 給与所得の金額 : ①-②=745万円

※2 所得金額調整控除(給与所得と年金所得の両方がある場合)

上記の速算表<<1>>および<<2>>で求めた給与所得控除後の金額(a)及び公的年金等の雑所得の金額(b)の合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除額を給与所得控除後の金額(a)から控除します。

【計算方法】

$$\text{※2 所得金額調整控除額} = \{a(10\text{万円超の場合は}10\text{万円}) + b(10\text{万円超の場合は}10\text{万円})\} - 10\text{万円}$$

<計算例> 給与等の収入金額300万円、公的年金等の受給額67万円(65歳未満)の場合

- ① 給与所得控除後の給与等の金額 : 速算表<<1>>より 202万円
- ② 公的年金等の雑所得の金額 : 速算表<<2>>より 7万円
- ③ 所得金額調整控除の額 : (10万円+7万円)-10万円=7万円
- ④ 給与所得の金額 : ①-③=195万円

② ※1および※2両方の所得金額調整控除が該当する場合は、※1の控除後に※2を控除します。

所得控除の種類

所得控除の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項、 4 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件等	控除額（控除額の計算方法）																		
雑損控除 ⑫	前年中にあなたや生計を一にする親族が、災害や盗難、横領などにより、住宅・家財・現金などに損害を受けた場合 ※損害の証明書が必要です。	次のいずれか多い方の金額 ①差引損失額－（総所得金額等の10%） ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※差引損失額＝損失額－保険金等による補てん額																		
医療費控除 ⑬	①前年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合…従来の医療費控除 ※医療機関等の領収書や医療費通知等が必要です。 ②前年中にあなたや生計を一にする親族のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入費がある場合…特例（セルフメディケーション税制） ※前年中にあなたの健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類及びスイッチOTC医薬品の領収書が必要です。	①（支払った医療費－保険等による補てん額）－（総所得金額等の5%と10万円のいずれか少ない金額） ※限度額200万円 ②（スイッチOTC医薬品の購入費－保険等による補てん額）－12,000円 ※限度額88,000円 ①と②は選択制のため、併用はできません。②を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の欄に「1」と記入してください。																		
社会保険料控除 ⑭	前年中にあなたや生計を一にする親族が負担すべき健康保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・その他厚生年金・雇用保険などの社会保険料がある場合 ※国民年金保険料は控除証明書（領収書）が必要です。	支払った保険料の全額 ※年金から天引き（特別徴収）されている保険料等については、たとえ被扶養者であっても、年金受給者本人以外の所得から控除することはできません。																		
小規模企業共済等掛金控除 ⑮	前年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金がある場合 ※支払った掛金額の証明書が必要です。	支払った掛金の全額																		
生命保険料控除 ⑯	前年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った生命保険料等がある場合 ※保険会社等の控除証明書が必要です。（旧生命保険料に係るもので1契約9,000円以下のものを除きます。） (1) 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に係る控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料</td> <td>～ 12,000円</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ～ 32,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ～ 56,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円 ～</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。</p>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料	～ 12,000円	支払った保険料の全額	12,001円 ～ 32,000円	支払った保険料の合計額×1/2+6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払った保険料の合計額×1/4+14,000円	56,001円 ～	28,000円						
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																		
新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料	～ 12,000円	支払った保険料の全額																		
	12,001円 ～ 32,000円	支払った保険料の合計額×1/2+6,000円																		
	32,001円 ～ 56,000円	支払った保険料の合計額×1/4+14,000円																		
	56,001円 ～	28,000円																		
(2) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧生命保険料 旧個人年金保険料</td> <td>～ 15,000円</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～ 40,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円 ～ 70,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円 ～</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※それぞれの保険料控除の適用限度額は35,000円、合計適用限度額は70,000円です。</p>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	旧生命保険料 旧個人年金保険料	～ 15,000円	支払った保険料の全額	15,001円 ～ 40,000円	支払った保険料の合計額×1/2+7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払った保険料の合計額×1/4+17,500円	70,001円 ～	35,000円							
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																		
旧生命保険料 旧個人年金保険料	～ 15,000円	支払った保険料の全額																		
	15,001円 ～ 40,000円	支払った保険料の合計額×1/2+7,500円																		
	40,001円 ～ 70,000円	支払った保険料の合計額×1/4+17,500円																		
	70,001円 ～	35,000円																		
(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除 それぞれ契約区分に新契約と旧契約の双方の保険料がある場合には、上記の表により新契約と旧契約ごとに控除額を算出し合計します。この場合についての生命保険料、個人年金保険料控除額の限度額については28,000円です。ただし特例として、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。																				
地震保険料控除 ⑰	前年中にあなたや配偶者、その他の親族が所有する居住用建物または生活用動産を保険の目的とする地震保険契約等の保険料を支払った場合 ※保険会社等の控除証明書が必要です。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 地震保険契約に係るものだけの場合</td> <td>～ 50,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円 ～</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 長期損害保険契約に係るものだけの場合（平成18年までに締結されたものに限る）</td> <td>～ 5,000円</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円 ～ 15,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 地震保険契約に係るものと長期損害保険契約に係るものと両方ある場合</td> <td></td> <td>（支払った地震保険料①により求めた金額）＋（支払った長期損害保険料②により求めた金額） ※最高限度額 25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして控除額を計算します。</p>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	① 地震保険契約に係るものだけの場合	～ 50,000円	支払った保険料の合計額×1/2	50,001円 ～	25,000円	② 長期損害保険契約に係るものだけの場合（平成18年までに締結されたものに限る）	～ 5,000円	支払った保険料の全額	5,001円 ～ 15,000円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円	15,001円 ～	10,000円	③ 地震保険契約に係るものと長期損害保険契約に係るものと両方ある場合		（支払った地震保険料①により求めた金額）＋（支払った長期損害保険料②により求めた金額） ※最高限度額 25,000円
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																		
① 地震保険契約に係るものだけの場合	～ 50,000円	支払った保険料の合計額×1/2																		
	50,001円 ～	25,000円																		
② 長期損害保険契約に係るものだけの場合（平成18年までに締結されたものに限る）	～ 5,000円	支払った保険料の全額																		
	5,001円 ～ 15,000円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円																		
	15,001円 ～	10,000円																		
③ 地震保険契約に係るものと長期損害保険契約に係るものと両方ある場合		（支払った地震保険料①により求めた金額）＋（支払った長期損害保険料②により求めた金額） ※最高限度額 25,000円																		

控除の種類	控除の要件等	控除額																																																
寡婦控除 ⑱	①夫と離別した後再婚しておらず、扶養親族(※)を有し、本人の合計所得金額が500万円以下の場合 ※前年中の総所得金額等が48万円以下で、他の所得者の扶養親族でない者に限ります。 ②夫と死別(生死不明)した後再婚しておらず、扶養親族の有無を問わず本人の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円																																																
ひとり親控除 ⑱	次のすべてに該当する場合 ①現に婚姻をしていない又は配偶者が生死不明で、生計を一にする子(※)を有する単身者であること ※前年中の総所得金額等が48万円以下で、他の所得者の扶養親族でない者に限ります。 ②本人の合計所得金額が500万円以下であること ③事実上婚姻関係と同様の事情(※)にあるものがないこと ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外です。	30万円																																																
勤労学生控除 ⑲	あなたが大学、高等学校、各種学校等の学生または生徒で、次の全てに該当する場合 ①給与所得などの勤労による所得があること ②合計所得金額が75万円以下で、①の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること	26万円																																																
障害者控除 ⑳	あなたやあなたの扶養親族等が障害者である場合 ①障害者とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、65歳以上で障害の程度が障害者に準ずると市町村長の認定を受けている方などのことです。 ②特別障害者とは身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級または2級である方、療育手帳に記載されている障害の程度がA(A1・A2)である方、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級である方、12月31日の現況で引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする(介護を受けなければ自ら排便等をすることができない程度の状態にあると認められる)方などのことです。	①26万円 ②30万円 (同居の場合は53万円)																																																
配偶者控除 ㉑	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で令和6年12月31日(年の途中で死亡の場合は死亡日)現在、あなたと生計を一にする配偶者で前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。 ※夫婦がお互いに配偶者控除を適用することはできません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申告者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般控除対象配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者(70歳以上の方) (昭和30年1月1日以前生まれの方)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	申告者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除区分				一般控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者(70歳以上の方) (昭和30年1月1日以前生まれの方)	38万円	26万円	13万円																																
申告者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																															
控除区分																																																		
一般控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円																																															
老人控除対象配偶者(70歳以上の方) (昭和30年1月1日以前生まれの方)	38万円	26万円	13万円																																															
配偶者特別控除 ㉑	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で令和6年12月31日(年の途中で死亡の場合は死亡日)現在、あなたと生計を一にする配偶者で前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合 ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。 ※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申告者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>480,001円 ~ 950,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>950,001円 ~ 1,000,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円 ~ 1,050,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円 ~ 1,100,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円 ~ 1,150,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円 ~ 1,200,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円 ~ 1,250,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円 ~ 1,300,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円 ~ 1,330,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円 ~</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	申告者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額				480,001円 ~ 950,000円	33万円	22万円	11万円	950,001円 ~ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,050,001円 ~ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,100,001円 ~ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,150,001円 ~ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,200,001円 ~ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,250,001円 ~ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,300,001円 ~ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円	1,330,001円 ~	0円	0円	0円
申告者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																															
配偶者の合計所得金額																																																		
480,001円 ~ 950,000円	33万円	22万円	11万円																																															
950,001円 ~ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円																																															
1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円																																															
1,050,001円 ~ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円																																															
1,100,001円 ~ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円																																															
1,150,001円 ~ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																															
1,200,001円 ~ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																															
1,250,001円 ~ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																															
1,300,001円 ~ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																															
1,330,001円 ~	0円	0円	0円																																															
扶養控除 ㉒	令和6年12月31日(年の途中で死亡の場合は死亡日)現在、あなたと生計を一にするあなたの親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)または児童福祉法の規定による里子および老人福祉法の規定による養護老人のうち前年中の合計所得金額が48万円以下の方 ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。 ◆16歳未満の扶養親族がいる方については、障害者控除の判定や町県民税の均等割額等の非課税判定の際に必要ですので、申告書3の配偶者や親族に関する事項の欄に必要事項を記入し、16歳未満の口に必ずチェックしてください。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般扶養</td> <td>16歳以上で下記以外の方 (平成21年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>19歳～22歳の方 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養</td> <td rowspan="2">70歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生まれの方)</td> <td>同居老親等※</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>年少扶養</td> <td>16歳未満の方 (平成21年1月2日～令和7年1月1日生まれの方)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同居老親等・・・老人扶養親族でああなたや配偶者の直系尊属で、同居を常としている方</p>	一般扶養	16歳以上で下記以外の方 (平成21年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)	33万円	特定扶養	19歳～22歳の方 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方)	45万円	老人扶養	70歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生まれの方)	同居老親等※	45万円	同居老親等以外	38万円	年少扶養	16歳未満の方 (平成21年1月2日～令和7年1月1日生まれの方)	—																																	
一般扶養	16歳以上で下記以外の方 (平成21年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)	33万円																																																
特定扶養	19歳～22歳の方 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方)	45万円																																																
老人扶養	70歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生まれの方)	同居老親等※	45万円																																															
		同居老親等以外	38万円																																															
年少扶養	16歳未満の方 (平成21年1月2日～令和7年1月1日生まれの方)	—																																																
基礎控除 ㉓	合計所得金額が2,400万円を超えると基礎控除の額は段階的(3段階)に引き下げられ、2,500万円を超えた場合は適用外となります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 ～ 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 ～ 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 ～</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除	～ 2,400万円以下	43万円	2,400万円超 ～ 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 ～ 2,500万円以下	15万円	2,500万円超 ～	0円																																						
合計所得金額	基礎控除																																																	
～ 2,400万円以下	43万円																																																	
2,400万円超 ～ 2,450万円以下	29万円																																																	
2,450万円超 ～ 2,500万円以下	15万円																																																	
2,500万円超 ～	0円																																																	

申告書裏面の書き方

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方や、源泉徴収票のない方は記入してください。
年収の明細・勤務先等を記入し、合計額を申告書表面右の「カ」に、給与所得金額の速算表で計算した所得金額を「⑥」に記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類(営業等・農業・不動産の種類別)、所得の生ずる場所(営業地・不動産の物件地等)、収入金額、必要経費をそれぞれ記入してください。

収入金額をそれぞれ申告書表面右の「ア～ウ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「①～③」に記入してください。

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類(株式等・その他の種別)、所得の生ずる場所(配当の銘柄)、支払確定年月、収入金額、必要経費をそれぞれ記入してください。

収入金額を申告書表面右の「オ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「⑤」に記入してください。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目(公的年金等以外の収入の内容)、所得の生ずる場所(公的年金等以外の雑所得が生ずる場所)、必要経費をそれぞれ記入してください。

収入の種目に応じて、その収入金額を申告書表面右の「ク」又は「ケ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「⑧」又は「⑨」に記入してください。

10 総合譲渡・一時所得に関する事項

収入金額、必要経費、差引金額(収入金額から必要経費を差し引いた金額)、特別控除額、所得金額(差引金額から特別控除額を差し引いた金額)をそれぞれ記入し、所得金額の合計額「ニ」を申告書表面右の「⑩」に記入してください。

11 事業専従者に関する事項

生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、営業等、農業、不動産貸付業等に、1年を通じて6か月を超える期間専従した場合、1人につき次の(1)または(2)のいずれか少ない金額が事業専従者控除額として必要経費となります。

(1) 50万円(配偶者の場合は86万円)

(2) (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)

※ 事業専従者控除額は、その事業専従者の給与所得の収入金額になります。

12 別居の扶養親族等に関する事項

控除対象配偶者・扶養親族のうち、別居している方の氏名と個人番号、住所を記入してください。

13 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。

※ 詳しくは、最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

14 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等の所得、特定株式等の譲渡所得を申告して配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合には、各欄に配当割額および株式等譲渡所得割額を記入してください。

15 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村に対する(ふるさと納税・震災関連等の)寄附金、奈良県共同募金会又は日本赤十字社奈良県支部に対する寄附金および奈良県または大淀町それぞれの条例で指定した寄附金がある場合、それぞれ該当する欄に寄附金額を記入してください。

※ 領収書等の証明書が必要です。

※ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用するために、寄附先の各自治体に特例の適用に関する申請書を提出された方で、このたび申告をされる方は、都道府県、市区町村分の欄に必ず寄附金額を記入してください。

16 他の市(区)町村で課税の方

他の市(区)町村で課税の方は必ず記入してください。

17 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、下記のいずれかに該当する場合、同一生計配偶者又は扶養親族の氏名等を記入してください。

- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

【所得がなかった人等の記入欄】

前年中に所得がなかった方は、該当する数字を○で囲み、その内容について記入してください。

《 申告書記載例 》

受付印

令和7年度 町民税 県民税 申告書

大淀町長 殿	住所	大淀町大字 檢垣本2090番地	整理番号	
	フリガナ	オオヨド タイヨウ	生年月日	明・大・昭 50・1・1 平・令
提出年月日	氏名	大淀 太陽	電話番号	0747-52-5501
年 月 日	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出金額
⑬ 医療費控除	支払った医療費・購入費	保険金等で補填される金額	
	300,000 円	60,000 円	
⑭ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	国民健康保険税	325,000 円	
	国民年金保険料	198,480 円	
	合計	523,480 円	
⑮ 小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	支払った金額	
⑯ 生命保険料控除	新生命保険料	介護医療保険料	新個人年金保険料
	旧生命保険料		旧個人年金保険料
⑰ 地震保険料控除	地震保険料	旧長期損害保険料	
	156,000 円		

○本人に関する事項(⑱～⑳)

<input type="checkbox"/> 寡婦	<input type="checkbox"/> 勤労学生 (学校名)	<input type="checkbox"/> 障害者
<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明	<input type="checkbox"/> ひとり親	<input type="checkbox"/> 特別障害者
<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		級・度

○配偶者や親族に関する事項(㉑～㉒)

続柄	氏名	生年月日	16歳未満 扶養控除	万円	同居 別居	障害 特障
配偶者	大淀 みどり	明・大・昭 51・5・4 平・令			別居	
	個人番号	210987654321	所得金額			
子	大淀 陸	明・大・昭 14・5・5 平・令		45	同居	障害
	個人番号	11111111111111			別居	特障
子	大淀 海	明・大・昭 18・7・7 平・令		33	同居	障害
	個人番号	22222222222222			別居	特障
子	大淀 空	明・大・昭 21・3・3 平・令		0	同居	障害
	個人番号	33333333333333			別居	特障
母	大淀 よどり	明・大・昭 23・11・11 平・令		45	同居	障害
	個人番号	55555555555555			別居	特障

※16歳未満の扶養親族は口をチェックをしてください。
※別居の親族は、個人番号および住所を申告書裏面12に必ず記入してください。

5 給与・公的年金に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

<input type="checkbox"/> 給与から差引(特別徴収)	<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)
---------------------------------------	--------------------------------------

★大淀町使用欄

控除額(所得税分)	可能額	居住開始年月日
円	円	

収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	5,000,000
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
長期		サ		
	一時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	3,560,000
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		総合譲渡・一時	⑩	
	合計	⑪	3,560,000	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑫		
	医療費控除	⑬	140,000	
	社会保険料控除	⑭	523,480	
	小規模企業共済等掛金控除	⑮		
	生命保険料控除	⑯	35,000	
	地震保険料控除	⑰	25,000	
	寡婦控除	⑱		
	ひとり親控除	⑲		
	勤労学生控除	⑲		
	障害者控除	⑳		
配偶者(特別)控除	㉑	330,000		
扶養控除	㉒	1,230,000		
基礎控除	㉓	430,000		
	合計	㉔	2,713,480	

※裏面にも記載欄がありますのでご注意ください。